

埼玉県民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 この要領は、埼玉県民間建築物アスベスト対策事業制度要綱（以下「県制度要綱」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とし、事業に係る補助金の交付等に関しては、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及びその他関連通知等に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ県制度要綱に定めるところによる。

(補助金の額)

第3条 アスベスト含有調査の事業の補助金の額は、予算の範囲内において、アスベスト含有調査に要する費用以内の額とし、1検体当たり8万円かつ1棟当たり25万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

2 アスベスト除去等の事業の補助金の額は、予算の範囲内において、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含む。また、民間建築物の除却を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下同じ）に要する費用の3分の2以内の額とし、かつ、800万円（延べ面積が1,000㎡未満の場合は400万円）を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第4条 アスベスト含有調査の事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、事業の着手前に補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し知事に1部提出しなければならない。

- 一 建築物の位置図 ※位置図の縮尺は周辺の道路状況や周辺建築物から当該敷地が確認できるものとし、建築物の敷地の位置を赤書で表示すること
- 二 建築確認を受けたことを証する書類
- 三 建築物の配置図 ※対象建築物を赤書で表示すること
- 四 平面図 ※含有調査対象吹付けアスベスト等の施工場所を赤書で表示すること
- 五 現況写真（カラー） ※建築物外観及び含有調査対象吹付けアスベスト等の施工場所
- 六 県制度要綱第3条第2項第二号に規定する機関であることを証する書類
- 七 建築物の所有権を証する書面 ※登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写しなど
- 八 原則として補助対象民間建築物の所有者全員の合意があることを証する書類（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）
- 九 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）

- 十 複数の分析調査会社からの見積もり書類
- 十一 その他知事が必要と認める書類
- 2 アスベスト除去等の事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、事業の着手前に補助金交付申請書(様式2)に次に掲げる書類を添付し知事に1部提出しなければならない。
 - 一 アスベスト除去等に関する事業の積算内訳書
 - 二 建築物の位置図 ※位置図の縮尺は周辺の道路状況や周辺建築物から当該敷地が確認できるものとし、建築物の敷地の位置を赤書で表示すること
 - 三 建築確認を受けたことを証する書類
 - 四 建築物の配置図 ※対象建築物を赤書で表示すること
 - 五 平面図 ※除去等対象吹付けアスベスト等の除去等の場所を赤書で表示すること
 - 六 現況写真(カラー) ※建築物外観及び除去等対象吹付けアスベスト等の施工場所
 - 七 分析機関が発行した分析調査結果報告書
 - 八 工程表
 - 九 県制度要綱第3条第3項第三号アに規定する者であることを証する書類(県制度要綱第3条第3項第三号アに該当する場合に限る。)
 - 十 県制度要綱第3条第3項第三号イに規定する工法にしたがって施工した実績を証する書類又は同号アに規定する者と同等の技術を有すると認めるための書類(県制度要綱第3条第3項第三号イに該当する場合に限る。)
 - 十一 建築物の所有権を証する書面
 - 十二 原則として補助対象民間建築物の所有者全員の合意があることを証する書類(区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。)
 - 十三 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類(区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。)
 - 十四 複数の除去等施工業者からの見積もり書類
 - 十五 その他知事が必要と認める書類
- 3 施行者は、埼玉県民間建築物アスベスト対策事業が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該補助対象事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書(様式3-1)に位置図、配置図及び平面図を添付し知事に1部提出することができる。なお、当該補助対象事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。
- 4 知事は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、施行者に通知(様式3-2)するものとする。
- 5 第1項及び2項に規定する補助金の交付を申請しようとする施行者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書を受理した場合、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式4)により施行者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する際には、必要な条件を付することができる。

3 施行者は、補助金の交付の決定が通知されるまで、補助対象事業の契約を締結してはならない。ただし、第4条第4項による全体設計承認を受けた場合はこの限りではない。

4 知事は、第4条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 知事は、第4条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第6条 施行者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助対象事業内容の変更)

第7条 施行者は、アスベスト含有調査の事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式5)を知事に一部提出し、知事の承認を受けなければならない。知事は、補助金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書(様式6)により施行者に通知するものとする。

2 施行者は、アスベスト除去等の事業の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

一 補助金の額に変更を生じない場合の変更 施行者は、次に掲げる変更が生じ、それにより補助事業の内容が変わるときは事業内容の変更承認申請書(様式7)により、知事に報告し、指示を受けなければならない。

ア 補助の対象となる部分の面積及び工法の変更

イ 事業工程の大幅な変更

ウ その他の申請内容の大幅な変更

二 補助金の額に変更を生じる場合の変更 施行者は、補助金交付変更申請書(様式5)により、知事の承認を受けなければならない。知事は、補助金交付変更申請書を受理した場合、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書(様式6)により施行者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 施行者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式8-1）を提出し、知事の承認（様式8-2）を受けなければならない。

(補助対象事業の完了日時の変更)

第9条 施行者は、補助対象事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書（様式9）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業の遂行)

第10条 施行者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく知事の処分に従って補助対象事業を行わなければならない。

(完了実績報告)

第11条 施行者は、アスベスト含有調査の事業が完了したときは（一部廃止の承認を受けたときも含む）、速やかに完了実績報告書（様式10）に次に掲げる書類を添付し知事に1部提出しなければならない。

- 一 建築物の配置図 ※対象建築物を赤書で表示すること
- 二 平面図 ※含有調査対象吹付けアスベスト等の施工場所を赤書で表示すること
- 三 分析機関が発行した石綿分析結果報告書（厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料）
- 四 請負者と締結した契約書の写し（分析機関が下請負人となる場合は、請負者と分析機関が締結した契約書等の写しを含む。）
- 五 請負者からの請求書の写し（分析機関が下請負人となる場合は、分析機関の請求書又は領収書の写しを含む。）
- 六 建築物外観及び吹付け材等の施工場所並びに調査箇所の採取中写真及び採取後の現場写真（カラー）
- 七 アスベスト含有調査を実施した建築物石綿含有建材調査者の資格の写し
- 八 その他知事が必要と認める書類

2 施行者は、アスベスト除去等の事業が完了したときは（一部廃止の承認を受けたときも含む）、速やかに完了実績報告書（様式10）に次に掲げる書類を添付し知事に1部提出しなければならない。

- 一 建築物の配置図 ※対象建築物を赤書で表示すること
- 二 平面図 ※除去等対象吹付けアスベスト等の除去等の場所を赤書で表示すること
- 三 支払内訳書
- 四 建築物石綿含有建材調査者が作成した施工計画書の写し及び除去等工事の結果報告書の写し

- 五 請負者と締結した契約書の写し
- 六 請負者からの請求書の写し
- 七 工事記録 ※工程表、工事日誌など
- 八 建築物外観及び除去等対象吹付けアスベスト等の施工場所並びに除去等工事中の写真及び工事後の現場写真（カラー）
- 九 施工計画書を作成した建築物石綿含有建材調査者の資格の写し
- 十 その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式11）により当該施行者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 施行者は、前条に掲げる通知を受領した場合は、速やかに補助金交付請求書（様式12）により補助金の交付を知事に請求しなければならない。

（補助金の経理）

第14条 施行者は、県の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、かつ、当該収入および支出等についての証拠書類を補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第15条 知事は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請その他不正の行為により施行者となったとき
- 二 施行者が、虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- 三 施行者が、補助金を交付の目的以外に使用したとき
- 四 施行者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないとき
- 五 県制度要綱第3条第5項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- 六 その他知事が不相当と認める事由が生じたとき

（補助金の返還）

第16条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式13）により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 施行者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第14号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度都市整備部長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年 8月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年 5月 11日から施行する。

附 則

この要領は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 8年 4月 1日から施行する。